

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスをご利用される場合は、介護保険負担割合に基づいた利用料金となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

① 基本料金

身体介護が中心である場合 (特定事業所加算Ⅱ含む)				
所要時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上
単位数	182単位	273単位	433単位	633単位に30分増すごとに+91単位
基本料金(1割) (介護保険負担割合に基づく)	202円	302円	479円	700円に30分増すごとに+101円

生活援助が中心ある場合 (特定事業所加算Ⅱ含む)			身体介護に引き続き生活援助を行う場合 (特定事業所加算Ⅱ含む)		
所要時間	20分以上 45分未満	45分以上	20分以上	45分以上	70分以上
単位数	199単位	245単位	345単位	418単位	491単位
基本料金(1割) (介護保険負担割合に基づく)	220円	271円	382円	462円	543円

② 加算

加算名	単位数	基本料金(1割) (介護保険負担割合に基づく)
訪問介護初回加算	200単位/月	221円
緊急時訪問介護加算	100単位/回	111円
訪問介護生活機能向上連携加算	100単位/回	111円

③ 加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数(①+②)の13.7%を加算
-------------	---------------------

利用料金 (介護保険負担割合に基づく)	所定単位数(①+②+③)に11.05(地域加算)を乗じた金額
------------------------	--------------------------------

* 介護給付サービス単価数合計に11.05を乗じた金額で算出していますが、利用日数が複数日になる場合1円未満切捨てとなりますので金額に誤差が生じます。

④ 集合住宅に住居する利用者の減算(10%)

* 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に限る)に住居する者

* 上記以外の範囲に所在する建物に住居する者

※ イ. 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は、上記の料金の25%増しとなります。

ロ. 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客さまの訪問介護計画に定められた目安の時間を基準とします。

ハ. やむを得ない事情で、かつ、お客さまの同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

ニ. やむを得ない事情でサービス利用を中止する場合、当日の訪問時間前までにご連絡お願い致します。キャンセル料は頂きません。

(2) 交通費

千葉市・八千代市・習志野市以外の地域へのサービス提供は、ホームヘルパーがおたずねするための交通費をいただく場合があります。